

人は、一人一人に大切な違いがあります。でも、その違いを理由に、私たちに差別の心が生まれてくることがあります。

自分と見た目が違うから。  
自分と話し方が違うから。  
自分と考えていることが違うから。

自分と生まれ育った場所が違うから。  
お金をたくさん持っていないから。

人は、本当にちょっとしたことで、他人を差別してしまっています。

ちょっとしたことで他人を差別していたら、周りの人みんなを差別することになるかもしれないし、自分が周りの人たちから差別されることになるかもしれません。

差別は、自分とは違う人のことを理解しようとしなから起こります。

その人がどんな人かわからないことが、差別につながっていきます。

「差別がなくなればいいなあ」そう考えているだけでは、差別は、なくなりません。

では、どうすれば差別のない社会が実現するのでしょうか。

差別が起こっている現実や問題を知ること、他人の言葉に耳をかたむけること、他人を理解し、違いを認めること。まずは、「知る」ことが大切です。

西条市では、あらゆる差別をなくするためにさまざまな人権教育および啓発の機会を設けています。

忙しい毎日ですが、自分や自分の大切な人が差別に悲しむことのない社会をつくるために一緒に「知る」ことを、はじめてみませんか。

知って  
考えて  
行動に  
うつす

## ありがとうございました

次の方々からまごころ銀行にご厚志をいただきました。心からお礼申し上げます。(順不同 敬称略)

### ■個人

○故 藤田道也(神拝) ○豊田アサミ(壬生川)  
○片倉久世(壬生川) ○故 森川美恵子(橘)

### ■各種団体

○みずほ倶楽部 ○(株)こっこー ○(有)汐崎畳店  
○カラオケ喫茶ラブ ○うしろのしょうめんだ〜れ  
○国際ソロプチミストいしづち  
○歌謡同好会 北斗星



おめでとうございます

## 栄典受章

このたび、次の方が叙勲の荣誉に輝かれました。

### 叙勲

瑞宝小綬章(教育功労)

佐伯 勲氏(丹原町丹原)



昭和23年から39年の長きにわたり、学校教育に携わり、この間、県立新居浜東高等学校長等の要職を歴任されるなど学校教育の伸展に多大な貢献をされました。

## 10月1日(水)～7日(火)「法の日」週間 無料司法書士法律相談所の開設

### ■日時・場所

○10月1日(水) 10時～15時  
東予総合福祉センター 2階会議室  
○10月4日(土) 10時～15時  
総合文化会館 2階研修室

### ■内容

○不動産の相続、売買など登記に関するもの  
○供託の手続、訴訟手続(書類作成等)、債務整理、公正証書の作成など

■共催 愛媛県土地家屋調査士会、松山公証人会

### ■主催・問合せ

愛媛県司法書士会 TEL089-941-8065

## 10月1日(水)～7日(火)「公証週間」 遺言や大切な契約を公正証書が守ります

公証役場では、金銭の貸借、不動産の売買・賃貸、損害賠償や慰謝料の支払いなどの契約書(公正証書)を作成および会社の設立のための定款や私署証書の認証、確定日付の付与などの事務を行っています。

公正証書は、法律の専門家である公証人が作成する公文書であり、高い証明力があります。法律行為の確実を期すためには、公正証書を作成したり、認証を受けることをお勧めします。

公証役場では、公正証書に関する相談を無料で行っていますので、ご相談ください。

■問合せ ○新居浜公証役場 TEL0897-35-3110  
○今治公証役場 TEL0898-23-2778